

## 2 市民生活に必要なサービスを安全に提供する休業要請対象外施設への支援

### 【概要】

市民と直接的に接する機会が多い中でも、市民の安全対策に配慮しながら、福岡市内で市民生活に必要なサービスを提供している休業・時短要請対象外施設を営む中小企業や個人事業主に対して、売上が30%以上減少した場合、支援金を支給します。

【対象期間】 緊急事態宣言延長期間の5月7日から5月31日まで

### 【対象事業者】

福岡県が作成した「基本的には休止を要請しない施設一覧」のうち、市民の安全対策に配慮しながら、対象期間内に営業した中小企業・小規模事業者（個人事業主含む。売上が30%以上減少した事業者に限る。）

<福岡県>基本的には休止を要請しない施設の例

種類	施設
医療施設	病院、診療所、薬局など
社会福祉施設等	保育所、高齢者や障がい者入所・通所施設など
生活必需物資販売施設	卸売市場、食料品売場、コンビニなど
交通機関等	バス、タクシー、船舶、物流サービスなど
金融機関等	保険代理店など
その他	葬祭場、銭湯、質屋、理美容、クリーニングなど

※1 宿泊施設、食事提供施設（飲食店）については、別途支援策を実施するため対象外とする。

※2 市民と接する機会がないオフィス(事務所)、工場等については対象外とする。

【支給額】 法人：一律15万円、個人事業主：一律10万円（期間中1回のみ）

### 【問い合わせ先】

○休業要請対象外施設への支援金お問い合わせダイヤル

電話番号：092-401-0019（受付時間 平日9:00-18:00）

○福岡県新型コロナウイルス感染症一般相談窓口（24時間対応）

電話番号：092-643-3288 / FAX：092-643-3697